

平成30年第2回宇治田原町議会定例会

○第4日（平成30年6月21日）

議事日程（第4号）	99
日程第1 議案第44号	宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町情報公開 条例の一部を改正する条例を制定するについて…… 102
日程第2 議案第45号	宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定する について…… 102
日程第3 議案第46号	宇治田原町役場位置の設定条例の一部を改正する条例 を制定するについて…… 102
日程第4 議案第48号	土地の取得について…… 102
日程第5 議案第49号	指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交 流拠点施設）…… 102
日程第6 議案第50号	公の施設の区域外利用に係る協議について…… 102
日程第7 議案第47号	宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定 するについて…… 106
日程第8 議案第43号	平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号） 107
日程第9 閉会中の継続調査の申し出について	109

平成30年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年6月21日

午前10時開議

- 日程第1 議案第44号 宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町情報公開条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第2 議案第45号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第3 議案第46号 宇治田原町役場位置の設定条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第48号 土地の取得について
- 日程第5 議案第49号 指定管理者の指定について(宇治田原町お茶の京都交流拠点施設)
- 日程第6 議案第50号 公の施設の区域外利用に係る協議について
- 日程第7 議案第47号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第8 議案第43号 平成30年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	谷口重和	議員
	2番	松本健治	議員
	3番	垣内秋弘	議員
	4番	馬場哉	議員
	5番	浅田晃弘	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	山本精	議員
	8番	藤本英樹	議員
	9番	山内実貴子	議員

10番 今西久美子 議員

11番 谷口 整 議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫君
副町	長	山下康之君
教	育	長 増田千秋君
総	務	部 長 奥谷 明君
健	康	福 祉 部 長 久野村 観光君
建	設	事 業 部 長 野田 泰生君
ま	ち	づ くり 整 備 推 進
担	当	部 長 黒川 剛君
教	育	部 長 光嶋 隆君
総	務	課 長 清水 清君
企	画	財 政 課 長 矢野 里志君
税	住	民 課 長 長谷川 みどり君
介	護	医 療 課 長 廣島 照美君
健	康	児 童 課 長 立原 信子君
建	設	環 境 課 長 垣内 清文君
プ	ロ	ジ ェ ク ト 推 進 課 長 山下 仁司君
産	業	観 光 課 長 木原 浩一君
上	下	水 道 課 長 青山 公紀君
会	計	管 理 者 兼 会 計 課 長 馬場 浩君
学	校	教 育 課 長 岩井 直子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 村山和弘君

庶務係長 太田智子君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

会議を始めます前に、一言お見舞いとお悔やみを申し上げます。

去る6月18日、大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、大きな被害をもたらしました。被害の全容はまだ判明していませんが、尊い命が失われ、家屋の倒壊やライフラインの断絶が生じております。被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲となられた方々に対し、謹んでお悔やみを申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第44号～議案第46号、議案第48号～議案第50号の委員長

報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第7条により、日程第1から日程第6まで、議案第44号から議案第46号及び議案第48号から議案第50号までの6議案を一括議題といたします。

6議案につきましては、6月7日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会委員長、垣内秋弘君。

○総務建設常任委員会委員長（垣内秋弘） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは総務建設常任委員会に付託されました6議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第44号、宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町情報公開条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、上位法では、個人情報をビッグデータとして企業に提供するなどの利活用の推進を掲げているが、町としてはどう考えているのかとの質疑があり、非識別加工情報については、対象となるデータやデータの出し方等整理が必要であり、活用方法については近隣の状況等を見ながら考えていきたいとの答弁があったところであります。

次に、議案第45号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて

は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところでございます。

次に、議案第46号、宇治田原町役場位置の設定条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところでございますが、討論において、新庁舎の建設予定地については、安全面や利便性、財政面などで問題があり、庁舎用地としてふさわしくない場所であると判断している。このことから本議案には反対であるとの反対討論があったところであります。

次に、議案第48号、土地の取得については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、以前より早期取得を訴えてきたが、いつごろの契約を予定しているのかとの質疑があり、4月末には面積が確定し、5月に地権者との交渉を行い合意に至ったことから、今般、議案として提案させていただいた。議会において議決をいただくことにより、本契約に移行するとの答弁があったところであります。

また、討論において、議案第46号と同様、新庁舎の建設予定地としてふさわしくない場所であると判断しており、土地の取得についても反対であるとの反対討論があったところです。

次に、議案第49号、指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）は、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、これからの施設運営について、役場（行政）の関わりが必要と考えるが、どのように考えているのかとの質疑があり、現在も施設内容、運営、管理について話し合っており、今後においても二人三脚で進めていきたいとの答弁があったところであります。

次に、議案第50号、公の施設の区域外利用に係る協議については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました6議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第1、議案第44号、宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町情報公開条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第44号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第45号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第46号、宇治田原町役場位置の設定条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。山本精君。

○7番(山本 精) 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいま議題となっております議案第46号、宇治田原町役場位置の設定条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

役場庁舎の建設予定地は、第1に、砂利採取跡の埋立地であることから、30mの深さにわたって軟弱地盤であり、防災拠点としての役割が果たせないと思われること、第2に、国道307号や町の中心地から遠く離れており、利便性について問題があること、第3に、周辺整備をはじめ多額の予算を投入することとなり、町の財政を圧迫することが予想されること、また、何よりも住民的な合意が得られていないことがあり、役場庁舎の建設予定地にはふさわしくない場所であると判断しています。

以上の点から、本議案には反対とします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。

なお、本案は、地方自治法第4条第3項の規定に基づく特別多数議決であり、出席議員の3分の2以上の同意を必要とし、議長も裁決に加わります。ただいまの出席議員は12名でありますので、その3分の2は8名であります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。3分の2以上であります。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第48号、土地の取得についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第48号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第49号、指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第49号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第50号、公の施設の区域外利用に係る協議についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第50号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第7、議案第47号を議題といたします。

本案につきましては、6月7日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、谷口整君。

○文教厚生常任委員会委員長（谷口 整） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託をされました1議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第47号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、改正内容にある支援員資格要件に5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者とあるが、具体的にはどういったものなのかとの質疑があり、学童保育事業において、支援員を補助している補助員として従事する期間が5年以上であれば資格要件となるとの答弁があったところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました議案について、委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第47号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第47号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第43号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第8、議案第43号を議題といたします。

本案につきましては、6月7日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、浅田晃弘君。

○予算特別委員会委員長(浅田晃弘) それでは、予算特別委員会に付託されました1議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第43号、平成30年度一般会計補正予算(第1号)については、当委員会に付託され審査を行う中、修正案が提出されましたが、賛成少数により否決となり、原案の採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、まず、施設型給付事業について、広域利用の負担金としてなぜ630万円とここまで高額なのかとの質疑があり、国の定めた計算方法による一部の加算額について、1号認定の幼稚園枠と2号・3号認定の保育所枠で単純に半分ずつに按分するものがあり、当該施設の場合は、160人定員の2号・3号認定で2分の1と5人定員の1号認定で2分の1を負担することとなったため、高額となっている。国においては、160対5というアンバランスな定員の施設ができる想定はなかったと思うとの答弁があったところです。

次に、新庁舎建設事業について、以前から、一部の方は、地震が発生すると、埋立地

であることから液状化の心配があると言われているが、今朝、震度4の地震が発生し、かなり揺れたが、建設予定地で液状化の現象はあったのかとの質疑あり、町内各道路の点検とあわせて新庁舎の予定地についても確認したが、特に異常はなかったとの答弁があったところです。

また、発注方法について、町内業者活性化の観点からジョイントベンチャーや分離発注の考え方の質疑があり、町内業者活性化も考慮し、ジョイントベンチャーや分離発注、分割発注等さらに検討していきたいとの答弁があったところです。

また、庁舎完成及び供用開始時期についての質疑があり、平成32年の早い時期に完成及び供用開始を目指し、安心・安全な建物を建築していきたいとの答弁があったところです。

施設型給付費については、新制度の設計段階では想定されていなかったと考えられる利用状況が発生した結果、不均衡な費用負担が生じているとの意見があり、不均衡な状況を是正するため、京都府が国に対し制度の問題提起を行うように町は強く要望を行うよう附帯意見をつけて可決すべきとの結論に達したところです。

附帯意見につきましては、宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口減少対策の一環としての子育て施策のさらなる充実・強化は本町の喫緊の課題であり、子ども・子育て支援施策については積極的に取り組むべき施策である。

しかしながら、子育て施策の大きな柱である子ども・子育て支援新制度における施設型給付費の算定方法、とりわけ今般の広域利用に係る施設型給付費の加算額算定方法については、新制度の設計段階では想定されていなかったと考えられる利用状況が発生した結果、不均衡な費用負担が生じている。

このような不均衡な状況を是正するため、京都府が国に対し制度の問題提起を行うとともに、府内自治体間での教育・保育施設の広域利用について協議・調整できる場を設けるよう、町は強く要望を行うこととしております。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました議案について、委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第43号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論ございませんか。今西久美子君。

○10番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第43号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）につきまして、反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算には、新庁舎の建設費が計上されていますが、現予定地に新庁舎を建設することについて反対をするものです。

先日6月18日に大阪北部地震が起きました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に、私からもお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、この間の大きな地震の発生によりまして、日本は地震列島であるとの認識が改めて高まっているところです。さらに、今後30年以内にマグニチュード8から9クラス規模の地震が七、八十%の確率で発生すると言われております。そんな中で、宇治田原町の新庁舎の建設予定地が軟弱地盤であることは看過できません。

住民の利便性の問題や財政の問題なども反対理由としてはございますが、何より庁舎は災害時の防災拠点となるものであり、周辺も含め、より安全な場所に建設することが重要と考えます。

よって、現予定地に新庁舎を建設する費用を計上しております本補正予算には反対いたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（田中 修） 日程第9、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもって閉会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、これをもって平成30年第2回宇治田原町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時21分

○議長（田中 修） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月7日に開会されました平成30年第2回定例会も、15日間の会期日程を終え、本日をもって閉会となりましたが、議員各位におかれましては、本会議や委員会にご出席をいただき大変ありがとうございました。

おかげをもちまして、今定例会に上程させていただきました平成30年度一般会計補正予算（第1号）をはじめとする全ての案件につきまして原案どおりご可決いただき、ありがとうございました。

今回、常任委員会及び特別委員会で大変お世話になりました各正副委員長様には、心から厚くお礼を申し上げます。

ご可決をいただきました予算等につきましては、今後、適正な執行に努めてまいりますとともに、一般質問並びに各委員会の審査において賜りましたご意見やご要望などにつきましては、各所属において再度確認の上、可能な限り町政に反映させてまいりたいと考えております。

去る6月18日の午前7時58分ごろに、大阪府北部を震源とする最大震度6弱、マグニチュード6.1の強い揺れを観測する地震が発生いたしました。この地震により、小学4年生の女儿や高齢の方など5人が亡くなられ、400人以上の方が負傷されたほか、高速道路の通行止めや鉄道の運転の見合わせといった交通網の麻痺が発生するなど、広範囲にわたり被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、負傷されました方をはじめ全ての被災者の皆様方に対し、お見舞いを申し上げたいと思えます。また、早期のライフラインの復旧を願うところで

ございます。

本町では震度4が観測されたところですが、この地震により、老人福祉施設で利用者が転倒され、現在、入院・加療中でいらっしゃるとお聞きをしております。役場庁舎でも窓ガラスが割れるなどの被害がありましたが、幸いにも町内における大きな被害は確認されていないところでございます。また、小学校のブロック塀が倒壊したことを受け、本町におきましても小中学校施設の点検を行い、安全を確認したところであり、通学路についても、危険な箇所がないか点検を行っているところでございます。

気象庁では、地震発生後1週間程度は震度6弱程度の余震が起り得るとされておることから、引き続き、警戒に努めてまいりたいと考えております。

このたびの地震を教訓として、今後、発生リスクが高まっている南海トラフ巨大地震に備えるためにも、今議会で予算等のご可決をいただきました新庁舎の建設については、本町の災害対策活動及び将来のまちづくりの拠点として、早期完成に向け全力で取り組んでいく覚悟でございますので、引き続き議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

今年の近畿地方は、平年より1日早い梅雨入りとなりました。昨今の梅雨は、これまでに経験したことのないような大雨と表現されるいわゆるゲリラ豪雨により、日本列島各地に災害をもたらしており、これから先、集中的にまとまった雨量とならないことを願っておるところでございます。

各地域においては、自主防災会を中心に、自分たちの地域は自分たちで守るとの考え方に立って防災訓練を実施していただいておりますが、行政といたしましても、住民の皆様方が安心して安全に生活が送れるよう災害防止対策の強化を図るなど、防災・防御に危機感をもって備えていかなければならないと考えているところでございます。

今後も、議員の皆様方、住民の皆様方のご協力を得る中、引き続き、災害時における対応が円滑に行えるよう防災・減災対策に取り組んでまいりますので、ご指導賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

これからも天候不順な日が続く、また、日に日に夏の暑さが増してまいります、議員各位におかれましては、どうか健康に十分ご留意をいただきまして、宇治田原町政の発展のためにますますご活躍いただきますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（田中 修） それでは、皆様、ご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 垣 内 秋 弘

署 名 議 員 藤 本 英 樹